

ISSUE BRIEF

地方財政の三位一体での改革

13 機関による税源移譲案の比較

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 415 (Mar.14.2003)

はじめに

税源移譲の背景事情 - なぜ今税源移譲が求められているのか -

- 1 国と地方の財政関係
- 2 地方交付税・補助金改革と税源移譲の必要性
- 3 地方分権の進展

税源移譲案の全体像

1 共通点

- (1) 移譲する税目
- (2) 国庫支出金の取扱い
- (3) 地方交付税の取扱い

2 相違点

- (1) 税源移譲の規模
- (2) 地方から減額する財源とその規模
- (3) 財政調整制度の在り方

税源移譲の効果

おわりに

[資料編] 各シミュレーションの概要

財政金融課

(西森 光子)

調査と情報

第415号

はじめに

経済財政諮問会議における審議を経て、平成 14 年 6 月 25 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、地方財政制度の「三位一体」での改革が明記された。三位一体での改革は、地方の財政面での自立を促すために、国と地方の財政関係を抜本的に改革することを狙いとしている。具体的には、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金(補助金)¹の縮小・廃止」、「地方交付税制度改革」を一体的に進めていくことである。

地方自治体の財政面での自立は、「自治体の数十年来の悲願」とも言われており、上記の閣議決定において三位一体での改革が表明されて以後、改革への期待が高まっている。なかでも税源移譲については、政府機関、地方自治体、シンクタンク等から各種シミュレーション、提言が出され、百家争鳴²の状態にあるとも言われている。

本稿は、これらの税源移譲案のエッセンスを紹介し、税源移譲に関する議論の全体像と、それらが浮き彫りにする地方財政の課題を示すことを目的とする。

税源移譲の背景事情 - なぜ今税源移譲が求められているのか -

1 国と地方の財政関係

国と地方の財政関係においては、税収と歳出のギャップが存在する。税収においては国と地方の配分比率は 3 対 2 であるが、歳出においては 2 対 3 と逆転している³。つまり、一旦国税として収められた税金が、「地方交付税」、「国庫支出金(補助金)」と名前を変えて、国から地方に移転されているのである。平成 14 年度一般会計当初予算における地方交付税の交付額⁴は約 17 兆円、地方向けの補助金は約 17.3 兆円、合計で約 34.3 兆円にのぼり、国の歳出の 42.2% (地方交付税 20.9%、補助金 21.3%) を占めている。

地方交付税制度とは、日本中どこに住んでいても最低限の生活(ナショナルミニマム)を保障し、且つ地域間の財政格差を是正するために、国が地方自治体に国税の一部を移転する制度である。すなわち、各自治体の財源保障と地域間の財政調整の役割を果たしている。地方交付税は用途の制限がなく、自治体が自由に使える財源(一般財源)である。

一方、国庫支出金とは、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等の国から地方に交付される財源の総称であり、法律や予算で用途、交付額が定められた特定財源である。こ

¹ 一般的に補助金とは、国庫補助金、国庫負担金等の国から地方自治体や特殊法人等に配分される用途が決められた特定財源のことを指して使われる。

² 「税源移譲案で百家争鳴」『日本経済新聞』2002.7.8.

³ 平成 12 年度決算において、**税収** 国 52.7 兆円、地方 35.5 兆円、**歳出** 国 63.0 兆円、地方 96.1 兆円。

⁴ 地方交付税は、国の一般会計からの交付だけでは地方の必要額を満たせないことから、地方交付税特別会計が借入金等を使って、補っている。そのため、国の歳出に表れる金額と地方財政計画の歳入に表れる金額では、後者の金額の方が高くなる。平成 14 年度当初予算での地方交付税の地方自治体への交付額は、19.5 兆円である。

のため、使途に自由度がない。この点で地方交付税とは大きく異なる。国庫負担金とは、国民生活に必要な行政サービスのための事業費の一部を国が負担する義務があるものであり、代表的なものとして義務教育国庫負担金や生活保護国庫負担金がある。国庫補助金とは、国が特定の事業を奨励する場合に支出するものであり、代表的なものとして下水道事業費補助や公営住宅建設費等補助がある。国庫委託金とは、国が本来行うべき業務を地方に委託する場合に交付されるものである。代表的なものとして国会議員の選挙費や国の統計調査費がある。

2 地方交付税・補助金改革と税源移譲の必要性

地方交付税、補助金はともに、地方の財源を保障し、地域間の経済力や社会資本整備の格差を是正する働きも有しており、制度創設以来、地域の振興において重要な役割を果たしてきた。しかし両制度には問題点等も多く、それぞれの問題点について以下のような批判がなされている。

地方交付税の問題点としては、「制度が複雑で、主観的な操作が行なわれている」、「地方自治体の歳出削減のインセンティブの低下を招き、歳出の効率化が進まない⁵」、「国の景気対策に利用され、地方の公共事業を拡大してきた⁶（無駄な公共事業を生む要因となった）」等が指摘されている。補助金の問題点としては、「国からの制約が多く、使途に住民のニーズが反映されない」、「事務経費がかかる⁷」、「行政責任を曖昧にする」等の批判がなされている。

このように、地方交付税、補助金制度は、経済的に非効率な面を有しており、1990年代以降の我が国の経済財政状況の悪化により、改革を求める声が強くなった。すなわち、長引く不況の下、国と地方が700兆円にのぼる債務を抱えるに至り、経済的に非効率な両制度の改革と、地方の自立を促すための税源移譲を一体的に行うことは国政の喫緊の課題となっている。以上が、税源移譲が求められる経済財政面での背景である。

3 地方分権の進展

他方で、我が国の地方分権の進展が税源移譲を要望する声の高まりの背景にある。地方分権推進委員会の勧告を受け、平成12年4月の地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、権限面において地方分権の大きな一歩が踏み出された。地方の自立に向けて次に期待されるのは、財政面での自立である。地方自治体が国からの制約を受けず自主的に財政運営を行うには、補助金の割合を減らし、自主財源である税収の比率

⁵ 地方交付税の各自治体への交付額は「基準財政需要額 - 基準財政収入額」という算式によって算出される。このため、自治体が歳出削減を進めた場合には、基準財政需要額が減り、交付税の交付額が減らされることになる。また自治体が独自に税収を増やしたとしても、基準財政収入額が増加し、地方交付税が減少することになる。よって地方交付税制度が歳出削減が進まない原因として挙げられている。

⁶ 地方での公共事業を増加させるために、事業費補正により公共事業費や地方債の元利償還金の一部を交付税の基準財政需要額に組み入れる措置がとられている。

⁷ 零細補助金では、事務コストが補助金額の7~8割に達するとの指摘もある。（高寄昇三『地方分権と補助金改革』（地方自治ジャーナルブックレット No.18）公人の友社，1997）

を高める必要がある。また、住民の受益と負担を明確にし、真の地方自治を確立するためには、地方交付税ではなく地域の税収によって歳出を賄う必要があろう。すなわち、本来の地方自治を達成するためにもやはり、三位一体での改革が不可欠である。

このように、現在の税源移譲についての議論は、経済財政面での制約と地方分権の進展という二つの流れのなかで活発化してきた。

税源移譲案の全体像

上で述べた背景のもと、政府機関、地方自治体、シンクタンク等が独自に税源移譲についてのシミュレーション⁸を行ない、国と地方の財政関係の改革の方向性を検討している。これらの案の共通点と相違点を見ることで、現在出されている税源移譲案を紹介したい。本稿で取り上げたのは、以下の13機関による税源移譲案である。

- ・ 政府機関：総務省（第13回経済財政諮問会議提出資料 いわゆる「片山試案」）
内閣府（『平成13年版経済財政白書』）
- ・ 地方自治体：東京都、神奈川県、愛知県、福井県、島根県、大分県、大阪市
- ・ シンクタンク等：市町村主権フォーラム⁹、経済同友会、PHP総合研究所、
三菱総合研究所¹⁰

各税源移譲案の移譲額、移譲する税目、財政調整制度のあり方等の概要を11頁から18頁までの表に、それらの骨子を一覧表にまとめたものを次頁に、さらに各機関のシミュレーションの出典を19頁に掲載している。なお、今回取り上げたシミュレーションは平成12年11月以降に出されたものである。

1 共通点

(1) 移譲する税目

移譲する税目としては、地域的偏在の少ない税目（所得税、消費税、たばこ税等）を選んだ案が多い。しかしたとえ地域的偏在が相対的に小さい税目であっても、都市部と地方部では税収に差が生じることから、島根県は法人税を共同税¹¹化する案を提示している。また神奈川県は、〈試案1〉では所得税と消費税のみの移譲を行っているが、〈

⁸ 福井県、経済同友会、PHP 研究所は、「提言」という形でシミュレーションを発表しているが、その他の機関では「試案」や「一考察」、「シミュレーション」等の表現がなされている。

⁹ 市町村主権フォーラムとは、市町村長有志の会であり、地方主権の確立に向けて、地方自治体間の横の連携の強化や対外的な発言を行なうことを目的として設立された組織である。

¹⁰ 三菱総合研究所は、「地方財政改革の中期戦略」において4パターンのシミュレーションを行っているが、今回取り上げたのは、そのなかの一つである「歳出削減シナリオ」である。

¹¹ 共同税とは、連邦政府、州政府、(及び地方自治体)が共有し、一定の比率で配分する特定の税目のことである。ドイツでは、所得税、法人税と付加価値税が共同税となっている。

税源移譲案の一覧表

提案機関	移譲額	移譲税目	国庫支出金	地方交付税 (財政調整)
総務省	5.5兆円	所得税 住民税 3.0兆円 消費税 1%分 2.5兆円	5.5兆円削減 奨励的補助金 2.3兆円減 国庫負担金 3.2兆円減	第1段階では規模を維持し、第2段階で地方税に振り替える。
内閣府	7兆円	所得税 住民税 3.1兆円 消費税 1.5%分 3.7兆円	3.1兆円減	5.2兆円減
東京都	7.2兆円	所得税 住民税 3.2兆円 消費税 1.5%分 3.8兆円 たばこ税 0.2兆円	3.7兆円減 国庫補助金 2.1兆円減 国庫負担金 1.6兆円減	2.9兆円圧縮
神奈川県	7.1兆円	所得税 住民税 4.2兆円 消費税 2.9兆円	4.5兆円減	2.6兆円減
神奈川県	7.1兆円	所得税 住民税 4.2兆円 消費税 2.9兆円 (法人税を従業員数で按分)	4.7兆円減	2.4兆円減
愛知県	7兆円	所得税 住民税 3.2兆円 消費税 1.5%分 3.7兆円	3.5兆円減	3.5兆円の削減
福井県	8兆円	所得税 3.0兆円 消費税 2%分 5兆円 電源開発促進税の一般財源化	4パターンの削減規模	重視
島根県	6兆円	法人税の共同税化	原則廃止	充実強化
島根県	8兆円	-	原則廃止	充実強化
大分県	21兆円	所得税、法人税、消費税を共同税とし、国と地方で分配する。	廃止	現行制度を廃止し、共同税化する。共同税の地方分を地域間で水平的に配分する。
大阪市	6.7兆円	所得税 3兆円 消費税 3.7兆円	2.7兆円減額	4兆円減少
大阪市	8.4兆円	所得税 3兆円 消費税 3.7兆円 法人税 1.7兆円	3.8兆円減額	4.6兆円減少
市町村主権フォーラム	22.5兆円	所得税 2.1兆円 法人税 6.4兆円 消費税 14兆円	全額廃止(39兆円)	現行制度を廃止し、共同税化する。共同税の地方分を地域間で水平的に配分する。
経済同友会	13兆円	所得税 個人住民税 3兆円 消費税 4%分 10兆円	国庫補助金を3兆円廃止	現行制度に代えて新たに水平的財政調整を行なう。
PHP総合研究所	19兆円	地方税体系の抜本的な組替え	国庫支出金を6.4兆円削減。その後、国と地方の役割の再編後に全廃	現行制度に代えて新たに水平的財政調整を行なう。
三菱総合研究所	7兆円	所得税 住民税 4.5兆円 消費税 1%分 2.5兆円	7兆円削減 文教費 3兆円、 公共事業費 4兆円	地方交付税を廃止し、国の債務返済に充てる。

試案 2 > では法人税の従業員数での按分を加えることにより、東京都への法人税の集中を緩和している。さらに別の視点から、福井県では地域の事情¹²を反映し、所得税と消費税の移譲に、電源開発促進税の一般財源化を付加している。また、大分県は、所得税、消費税、法人税を共同税化し、国と地方で配分するという、国と地方の税体系を大きく変える案を提示している。注目すべき点は、いずれの提案においても、国の基幹税である所得税、法人税、消費税のいずれかを移譲する税目に選んでいることである。

移譲する税目	提案機関
所得税、消費税	総務省、内閣府、神奈川県、愛知県、福井県、大阪市、経済同友会、三菱総合研究所
所得税、消費税、たばこ税	東京都
所得税、消費税、法人税（従業員数での按分）	神奈川県
所得税、消費税、法人税（法人住民税を法人市町村民税に移譲）	大阪市
所得税、消費税、法人税（共同税化）	大分県、市町村主権フォーラム ¹³
法人税（共同税化）	島根県
地方税体系の抜本的な組替え	PHP 研究所

（２） 国庫支出金の取扱い

国庫支出金を縮小・廃止するという点においては、全案で共通している。とりわけ、特定事業を奨励する奨励的補助金を、まず最初に廃止・縮小すべきであるという方向性を示した案が多い。

（３） 地方交付税制度の取扱い

地方交付税については、税源移譲に伴い交付税を縮減する案、地方交付税制度を廃止し新たに水平的財政調整を行う案や、地方交付税制度を見直し、より充実させる案などがあるが、いずれの考え方であれ、現行制度は見直す必要があるとの指摘がほとんどの案で見られる。特に現行制度の問題点として、基準財政需要額の算定方法の複雑さ、事業費補正¹⁴、留保財源率¹⁵を挙げている。

¹² 福井県には複数の原子力発電所が立地しており、国から電源三法交付金が交付されている。平成 12 年度の交付額は約 121 億円である。

¹³ 市町村主権フォーラムの試案は、税源移譲に際しては共同税方式を採用していないが、税源移譲後に行う財政調整において、所得税と法人税をその原資として共同税化し、国と地方で配分する方式を採用している。

¹⁴ 注 6 参照

¹⁵ 留保財源とは、地方自治体の収入のうち、地方交付税の算定の際に基準財政収入額に組み入れられない財源のことである。留保財源が地方自治体の一般収入に占める割合のことを留保財源率と言い、市町村では 25%、都道府県では 20%となっている（平成 15 年度から都道府県の留保財源率を 25%に引き上げる地方交付税法等の一部改正法案が第 156 回国会(常会)に提出されている）。

2 相違点

(1) 税源移譲の規模

税源移譲の規模は、国税と地方税の比率が1対1となる、7兆円前後の案が主流である。その一方で、道州制の採用により国と地方の関係を抜本的に改革する案も見られる。税源移譲の規模は、5.5兆円から22.5兆円にまたがっており、その幅は大きい。

税源移譲の規模	提案機関
5.5兆円	総務省
6兆円	島根県
7兆円前後	内閣府、東京都、神奈川県、愛知県、大阪市、三菱総研
8兆円	島根県、大阪市、福井県
13兆円	経済同友会
19兆円	PHP総合研究所
21兆円	大分県
22.5兆円	市町村主権フォーラム

(2) 地方から減額する財源とその規模

税源移譲と引き換えに、地方収入から減額する財源とその規模にも相違が見られる。国庫支出金と地方交付税を縮減する案が主流となっているが、その配分割合は各試案ごとに異なる。また、国からの移転収入の減額のみならず、地方自治体にも歳出の削減を求める案が複数機関から出されている。特に経済同友会は、三位一体での改革に地方の歳出削減を加えた「四位一体」での改革が必要であると提言している。内閣府は、1990年代に拡大した地方自治体の普通建設事業費を1割削減するという前提でシミュレーションを行なっている。

提案機関	国から地方への移譲額	地方からの減額規模	地方収入から減額する財源
総務省	5.5兆円	5.5兆円	国庫支出金
島根県	6兆円、8兆円		国庫支出金
内閣府	約7兆円	3.1兆円	国庫支出金
		5.2兆円	地方交付税
		1.1兆円	地方債
東京都	7.2兆円	3.7兆円	国庫支出金
		2.9兆円	地方交付税
		0.6兆円	機関委任事務廃止に伴う経費
神奈川県	7.1兆円	4.7兆円	国庫支出金
		2.4兆円	地方交付税
愛知県	7兆円	3.5兆円	国庫支出金
		3.5兆円	地方交付税

三菱総合研究所	7兆円	7兆円	国庫支出金
		全額廃止し、国の債務返済に充てる 21兆円	地方交付税
		歳入が不足する団体では、歳出を2割削減する	地方の歳出削減
大阪市	8.4兆円	3.8兆円	国庫支出金
		4.6兆円	地方交付税
経済同友会	13兆円	補助金の2割分、3兆円を廃止	国庫支出金
		廃止 新たに水平的財政調整制度を創設	地方交付税
		8兆円	地方の歳出削減
PHP総合研究所	19兆円	全廃	国庫支出金
		廃止 新たに水平的財政調整制度を創設	地方交付税
		19.6兆円	地方の歳出削減
		16.3兆円	国の歳出削減
大分県	21兆円	全廃	国庫支出金
		廃止（共同税化） 新たに水平的財政調整制度を創設	地方交付税
		17.6%の歳出削減	地方の歳出削減
		17.6%の歳出削減	国の歳出削減
市町村主権フォーラム	22.5兆円	全廃	国庫支出金
		廃止（共同税化） 新たに水平的財政調整制度を創設	地方交付税

このように、税源移譲と引き換えに地方自治体から削減する財源とその規模は、各提案機関の立場により大きく異なっている。地方自治体の歳出削減について、三菱総合研究所と経済同友会から出された提案は、地方にも非常に厳しい対応を求める案となっている。さらに、大分県やPHP総合研究所のように道州制に基づき、国と地方の役割を再編する案は、地方自治体のみならず国の歳出削減規模にも言及している。

（3） 財政調整制度の在り方

先に共通点の節で見たように、現行の地方交付税制度を見直すべきであるという点は、各案のコンセンサスとなっている。しかしその一方で、財政調整制度（現行の地方交付税制度）の見直しの方向性、今後のあり方は、最も大きな相違点となっている。現行の地方交付税を縮小する案が主流であるが、廃止、あるいは拡大を提言する案も見られる。また、新たな財政調整制度の創設も4機関から提言されている。新たな財政調整制度として4案ともに、現行の垂直的財政調整（国による各自治体への国税の分配）制度ではなく、水平的財政調整（国を介さずに、地方自治体間でおこなう財政調整）制度

が採用されている。

他方で、三菱総合研究所は、国から地方への税源移譲を行った場合の国の債務返済能力への危惧から、地方交付税を廃止し、国の債務返済財源に充てるという提案を行っている。

財政調整制度のあり方	提案機関
地方交付税の縮小	内閣府、東京都、神奈川県、愛知県、大阪市、経済財政諮問会議（方針のみ）
地方交付税原資の確保	総務省*
地方交付税の強化（充実）	島根県、福井県
地方交付税を廃止し、国の債務返済に充てる	三菱総合研究所
税源移譲後に、新たな財政調整制度を検討する必要性もあると指摘	内閣府、東京都、愛知県
水平的財政調整制度を提案	PHP総合研究所、経済同友会
共同税による国と地方での税源配分後、地域間での水平的財政調整の実施	大分県、市町村主権フォーラム

* 税源移譲を行う第1段階では、地方交付税原資を確保するとしているが、第2段階では、地方交付税を地方税化するとしている。

税源移譲の効果

つづいて、各シミュレーション結果を比較する。以下の個々のシミュレーション結果は、提案機関自身が分析した数字である。ただし、総務省案のシミュレーション結果は、第3者¹⁶による算出である。

総務省案	<ul style="list-style-type: none"> ・34 道県で減収、13 府県で増収。 ・沖縄県で減収の割合が最も高く9%減、東京都で増収の割合が最も高く7%増。
内閣府案	<ul style="list-style-type: none"> ・人口10万人以上の市では、地方交付税の不交付団体数が23 団体から108 団体へと増加し、不交付団体に居住する人口が現状の2 割から6 割に上昇する。 ・全市町村の93%を占める人口10万人未満の市町村では、不交付団体が61 団体（2.0%）から122 団体（4.1%）に増えるにとどまり、<u>税源移譲を行っても財政的に自立できない団体が多数存在する。</u>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県では、不交付団体が1 団体から4 団体に増加する。 ・人口20万人以上の市（全104 団体）では、不交付団体が25 団体から81 団体に増える。（全体の24%から78%に増加） ・町村（全2562 団体）では、不交付団体が51 団体から131 団体に増える。（全体の2%から5%の増加にとどまる）

¹⁶ 「税源移譲、増減1割未満 知事会が3案試算」『日本経済新聞』2002.7.17.

愛知県	留保財源率を 75%に変更する場合、12 都府県で歳入が増加し、残りの 35 道県で減少する。愛知県は 447 億円増加する。
神奈川県	試案 1 東京都の税収増加額が、都道府県全体の増収額の 39.8%に及び、増加額が東京に集中する。 試案 2 東京都の税収増加割合は、税収の全国割合とほぼ同水準となり、適正な規模の増額が図られる。しかし、その一方で、愛知県、大阪府、北海道等の自治体では税収が減少する。
福井県	4 パターンのシミュレーションを行っているが、いずれのシミュレーションでも税収が増加する都道府県よりも減少する都道府県のほうが多い。
大阪市	試案 1 都道府県で歳入総額が増加するのは東京都のみで、不交付団体も東京都のみである。大阪市は 59 億円減となる。 試案 2 都道府県で不交付団体は、東京都のみである。大阪市は 461 億円増となる。
大分県	道州制を前提に、ドイツ式の共同税方式による国と地方での税源配分と地域間での水平的財政調整を行うことにより、地方は国から自立できる。また、国と地方が現在の歳出規模を約 8 割に縮小することで、国と地方のプライマリーバランス ¹⁷ が共に均衡する。
市町村主権フォーラム	交付税と補助金を廃止し、大規模な税源移譲と共同税を原資とした新たな財政調整制度を設けることによって、地方自治体は、現在の財政規模を維持したままで国から自立できる。
PHP 研究所	・税源移譲により、都道府県税は約 11.1 兆円の増加、市町村税は 8.6 兆円の増額となる。 ・地方の合併により、14.6 兆円の歳出を削減できる。 ・国と地方の役割再編により、国が 16.3 兆円、地方が 19.6 兆円の歳出を削減できる。
経済同友会	・改革後には都道府県の歳入額は、1999 年度比で最大 26%の減少となる。 ・1 人あたりの税収、歳出の都道府県格差が大幅に縮小する。
三菱総合研究所	国の財政への影響 財政赤字の対 GDP 比が 2005 年度 2.2%から、2010 年度 1.9%へ改善する。国債残高の対 GDP 比は、2005 年度 + 82.4%から + 76.0%へと減少する。 地方財政への影響 財政赤字が 2 倍以上に膨らみ、地方債による資金調達が 30 兆円を超えてしまう。しかし、歳出を 2 割削減することの効果徐徐に発現して、2010 年には 16 兆円のコストカットを実現することができる。

以上の結果を比較してみると、表の上部にある総務省から大阪市までのシミュレーション結果は、いずれも財源格差を拡大している。つまり、たとえ偏在の少ない税目を選んだとしても、国から地方に税源を移譲するだけでは、地域間の格差は大きくなるのが分かる。これらの試案は、税源移譲に加えて財政調整制度の仕組みを改めないと、現在の経済力のままでは地方の財政が成り立たなくなるおそれがあることを示している。

また、経済同友会や三菱総合研究所の案は、地方自治体の大規模な歳出削減の実現を

¹⁷ プライマリーバランスとは、「公債金収入（借金）以外の収入」から、「利払費及び債務償還費を除いた歳出」を差し引いた財政収支のことである。プライマリーバランスが均衡している場合は、過去の借金の元利払い以外の出費は、新たな借金に頼らず税収等で賄っているということを意味する。

前提としたシミュレーション結果を示している。しかし実際には、地方自治体の歳出の大部分は、義務教育費、社会保障費等、国の施策で決められたものであり、国と地方の役割を再編し国から地方へ権限を移譲することを前提にしなければ、数兆円に及ぶ歳出削減は実現しえないものと思われる。また、社会保障費（民生費）については国の縛りの有無に関らず、今後の高齢化社会において減らし難い歳出であろう。

さらに、PHP 総合研究所や大分県、市町村主権フォーラムの試案で示された 20 兆円にも及ぶ大規模な税源移譲は、国の税収の大幅な減少を招く。その結果、三菱総合研究所案が指摘しているように、国の債務返済能力への危惧を生む可能性がある。このことから、これらの案は国税の増税あるいは国の歳出削減と一体で行われなければ、実現が難しいものと思われる。そのような事情を踏まえた上で、大分県では、国と地方のプライマリーバランスの達成を前提としたシミュレーションを行なっている。また PHP 総合研究所では、国と地方の「債務共同管理機構」の創設を提言のなかに含んでおり、国と地方の大幅な役割分担と歳出削減を唱えている。

おわりに

以上のように、税源移譲をめぐる各機関の見解は、総論ではほぼ同じ方向性を示しているが、各論ではその立場により大きく食い違っているのが現状である。しかし、各試案の内容とシミュレーション結果を比較することにより浮き彫りになるのは、現在の日本が、以下の 3 つの非常に難しい課題を抱えているということである。

まず第 1 に、税源の地域間格差が大きい。東京をはじめとする都市部の自治体に税収が集中する状況においては、税源を国から地方に移すだけでは、地方部の自治体では財政面において自立することはできない。そこで、地方交付税制度の抜本的な見直しを含めた財政調整制度の在り方が大きな課題となる。

第 2 に、地方自治体は歳出削減に努める必要があるが、大規模な歳出削減を行なうことは二重に難しい状況にある。義務教育費や社会保障費等は法律や予算で歳出額に縛りがかかっているということと、地方自治体の歳出の大きな部分を占める社会保障費は今後の高齢化社会において、削減し難いものであるということである。このような状況において、地方自治体の歳出削減を促すには、財源と同時に権限を移譲し、自治体の歳出の自由度を高めることが不可欠であろう。

第 3 に、国と地方の財政事情の悪化が三位一体での改革の必要性を高めたわけであるが、その制約があるがゆえに、国から地方への移譲額にも制約がかかる。税源移譲を進めるには、国の歳出削減等による財政再建を一体で進めなければ、大規模な税源移譲の実現は難しい。

今後さらに、わが国の地方自治の確立と財政健全化に向けて議論が深まることを期待したい。

[資料編] 税源移譲シミュレーションの概要

提案機関	地方分権推進委員会最終報告 (平成13年6月)	総務省(いわゆる片山試案) (平成14年5月)
移譲額	基本方針のみを提示	5.5兆円
基本的な考え方	地方の歳出規模と地方税収の乖離の縮小 地方歳入に占める地方税の割合を高める。そのためには、国から地方へ税源移譲を行う必要がある。税源移譲額に相当する国庫補助負担金や地方交付税の額を減額し、歳入中立を原則とする。 歳出における国の関与の廃止、縮小を行い、歳出の自由度を高める必要がある。	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減 地方税中心の歳入体系の構築 市町村合併・地方行革の一層の推進 国と歩を一にした地方歳出の削減・効率化 国・地方を通ずる公共サービスと国民負担のバランスの再検討
国から地方へ	地域的偏在の少ない税目を中心に税源移譲を考える必要がある。	第1段階 国税の所得税3.0兆円を住民税に移譲(個人住民税を10%の比例税率化) 消費税2.5兆円を地方分とする。(地方分を現行の1%相当額から2%相当額に引き上げる) *5.5兆円 第2段階 地方の歳出削減により、地方財政収支を改善する。 経済活性化等に伴う税収回復を踏まえて、地方交付税を地方税に振り替える。 *国税：地方税 = 1：1の達成
地方収入からの減額	国庫補助負担金は、真に必要なものに限定し、それ以外のものは廃止することを原則とし、地方の一般財源に振り替えるべきである。	第1段階 国庫支出金5.5兆円を減額する。 奨励的補助金2.3兆円減 国庫負担金3.2兆円減
財政調整制度	税源移譲後も、地方交付税は依然として重要であり、地方間の財政力の格差を是正する役割を果たす必要がある。しかしその一方で、地方交付税が地方自治体の歳出拡大を招いているとの指摘もあり、現行の交付税制度の見直しを検討する必要もある。 基準財政需要額の算定方法の簡素化、事業費補正の対象となる事業の範囲等を見直す必要がある。	第1段階 地方交付税制度の見直し 算定方法の見直し(算定方法の簡素化、事業費補正の見直し、段階補正の見直し、留保財源率の見直し) 税源移譲に際し、交付税原資は確保 第2段階 地方交付税から地方税への振替えにより、国税：地方税 = 1：1を達成する。
シミュレーションの結果	基本方針のみ	34道県で減収となる。 減収の割合が最も大きいのは沖縄県で、マイナス9%(85.1億円減) 東京都で税収が最も増額するが、その割合は7%(1584億円)にとどまり、懸念されていた額を下回る。

提案機関	内閣府（平成13年度経済財政白書） （平成13年12月）	経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」“骨太の方針第2弾”（平成14年6月25日閣議決定）
特徴	普通建設事業費の削減	三位一体での改革を明記
移譲額	約7兆円	基本方針のみを提示
基本的な考え方	90年代に高い伸び率を示した普通建設事業費を削減する 国税と地方税の比率を5:5になるように、国から地方に7兆円移譲し、それと同額の交付税と国庫支出金を減額する。	国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、一年以内に改革案を取りまとめる。
国から地方へ	所得税を所得に関らず一律10%（都道府県7%、市町村3%）にする。*3.1兆円の増額 消費税の国と地方の配分割合が1:1になるようにする。（地方に1.5%相当分移譲） *3.7兆円の移譲	
地方収入からの減額	各地方自治体の普通建設事業費を1割削減することを想定し、地方交付税、国庫支出金、地方債の普通建設事業費に係る費用を1割削減する。 国からの税移譲額に相当する額の交付税、国庫支出金を削減する。 *地方交付税5.2兆円減、国庫支出金3.1兆円減、地方債発行1.1兆円減	地方分権推進会議の調査審議を踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について検討し、年内に結論を出す。 国庫補助負担金の数兆円規模の削減を目指す。国庫補助負担金のうち、引き続き地方が主体となり実施する必要があるものは、地方の自主財源として移譲する。
財政調整制度	税源移譲の規模によっては、不交付団体から多額の超過財源が生じる可能性があるため、新たな財政調整制度の検討が必要。	歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、地方における財源不足を解消し、その後は、交付税による財源補償への依存体質から脱却する。
シミュレーション結果	地方税収が地方の歳出に占める割合 *約3割 約4割 地方交付税の不交付団体数 *都道府県 1 2 *市町村 107(3%) 253(8%) 不交付団体の居住人口の割合 *都道府県人口 9.3% 14.8% *市町村人口 12% 39% 市町村の人口規模による不交付団体数の比較 人口10万人以上の市 *23団体(10.2%) 108団体(47.8%) 人口10万人未満の市町村 *61団体(2.0%) 122団体(4.1%) 人口10万人以上の市では、約半数の自治体不交付団体となるが、10万人未満の市町村では、不交付団体の割合は4%にとどまり、税源移譲を行なっても財政的に自立できない団体が相当数存在する。	基本方針のみ

提案機関	東京都（平成12年11月）	神奈川県（平成14年6月）
特徴	国税：地方税 = 1 : 1	法人事業税の東京都への集中を緩和
移譲額	7.2兆円	（試案1）（試案2）とも7.1兆円
基本的な考え方	国への財源依存割合を少なくし、地方税の割合を高め、地方の選択と責任に基づいた財政運営が行われるようにする。	分権改革による豊かな地域政策と新産業の育成により、経済活性化が達成される。そのためには、税源移譲を早急に実現させる必要がある。
国から地方へ	消費税1.5%相当を地方消費税に移譲 *3.8兆円（国：地方 = 4 : 1 1 : 1） 所得税を個人住民税へ（都道府県民税と市町村民税を合わせて10%のフラット税率化する。都道府県民税3%、市町村民税7%）*3.2兆円移譲 たばこ税を0.2兆円移譲 （国：地方 = 1 : 1 2 : 3） *国税：地方税 = 1 : 1	試案1 個人住民税の比例税率化10%（都道府県3%、市町村7%）*4.2兆円 国消費税4%分のうち、地方交付税対象分（29.5%）を移譲 *2.9兆円 試案2 試案1の、に加えて、東京都への法人事業税の集中を緩和するために を行なう。 法人事業税の税込総額を都道府県別の従業者数で按分する。
地方収入からの減額	国庫補助負担金の削除3.7兆円 （国庫補助金2.1兆円を一般財源化し、その2/3を地方税化、1/3を地方交付税措置。国庫負担金1.6兆円を一般財源化し、2/3を地方税化、1/3を交付税措置。） 投資的経費の縮減により、地方交付税2.9兆円を地方税化する。 機関委任事務の廃止に伴う自治事務化に係る地方税相当額として、6,000億円全額を地方税化する。	税源移譲による、地方の実質的な増額（交付団体；移譲額 - 基準財政収入額、不交付団体；移譲額）を国庫支出金から削減する。 試案1 国庫支出金2.6兆円削減 地方交付税4.5兆円減額 試案2 国庫支出金2.4兆円削減 地方交付税4.7兆円減額 *各自治体の国庫支出金は、税源移譲による増収額を、各都道府県の義務教育国庫負担金の全国比率により按分した額を削減する。
財政調整制度	投資的経費の縮減により、地方交付税の基準財政需要額を2.9兆円程度圧縮する。また、税源移譲後もなお財政力の低い自治体への配慮として、地方交付税制度とは全く別に、新たな財政調整制度の創設を検討する必要がある。	歳入中立を図るためには、国庫支出金の削減を行なう必要がある。各都道府県ごとの国庫支出金や地方交付税の比率にはバラツキがあり、都道府県ごとの増減収に多少の差が生じることはやむを得ない。
シミュレーション結果	（都道府県） 東京都のほかに、神奈川県、愛知県、大阪府の3府県が新たに不交付団体となる。（1団体 4団体） 地方税の割合が50%を超えている団体（22団体 32団体） 地方税の割合が30%未満の県がなくなる。（3団体 0） （市町村）財政力指標が1を超える自治体数が増加する。（政令指定市：0 7、人口20万人未満の市町村：150市増、80町村増）	試案1 東京都の税収の増加額が3491億円となり、都道府県全体の増収額の39.8%に及び、増加額が東京に集中する。 試案2 東京都の税収の増加額は1296億円となり、増収額に占める割合は18.5%となる。これは、税収の全国割合とほぼ同水準となり、適正な規模の増額が図られる。 しかし、その一方で愛知県（136億円）、大阪府（41億円）、北海道（37億円）等の自治体では税収が減少する。

提案機関	愛知県（平成14年4月）	福井県（平成14年10月）
特徴	国税：地方税 = 1：1	電源開発促進税の一般財源化
移譲額	7兆円	8兆円 都道府県 3.5兆円、市町村 4.5兆円
基本的な考え方	税源の偏在性が少ないという意味での普遍性、税収が景気の変動から受ける影響が小さいという意味での安定性のある税目を税源移譲の対象とすべき。国税と地方税の配分割合を1：1にする。	移譲税目として、地域偏在の少ないものを選ぶ。 地方は、食や森林等の自然環境において、大都市圏を支えている。特に福井県は、多くの原子力発電所を有し、大都市圏の電力供給をも支えている。地方の活力の維持・発展なしには、大都市圏の発展は維持できない。 地方が活力を維持するために、地方交付税による税財源の保障が必要である。 電源三法交付金についても、地方の自己決定・自己責任による地域づくりに活かされるように、一般財源化されるべきである。
国から地方へ	所得税 個人住民税（フラット税率化：都道府県3%、市町村で7%） *約3.2兆円の移譲 消費税の配分を国：地方 = 1：1になるようにする。（都道府県：市町村 = 1：1） *約3.7兆円の移譲	所得税 住民税（フラット税率化：都道府県民税3%、市町村民税7%） *都道府県へ1兆円、市町村へ2兆円 消費税2%分 地方消費税（国：地方 = 2：3） *都道府県へ2.5兆円、市町村へ2.5兆円 電源開発促進税の一般財源化
地方収入からの減額	奨励的補助金と投資的補助金を想定し、国庫補助負担金を約3.5兆円程度削減する。 地方特例交付金は、税源移譲に伴い制度を廃止し、地方交付税に一本化する。	（都道府県のみについて試算）3.5兆円の減額 試算A 国庫支出金3.5兆円減 試算B 国庫支出金1.5兆円減、地方交付税2兆円減 試算C 3.5兆円の税源移譲額のうち、1/2を地方交付税に、1/2を地方税に移譲し、国庫支出金から全額（3.5兆円）を減額する。 試算D 3.5兆円全額を地方交付税に移譲し、国庫支出金から3.5兆円を減額する。
財政調整制度	税源移譲や国の関与の見直しと一体で、地方交付税の見直しが進められるべき。基準財政需要額と基準財政収入額の算定方法を見直し、約3.5兆円削減。 *「歳入中立」の前提のもとでは、税源移譲に伴い、歳入が減少する団体もあることから、新たな財政調整の仕組みを検討する必要もある。	大都市圏への財源の集中を緩和し、税源の乏しい地方へも所要の財源を移転することが可能となることから、国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税を加味した財源移転がなされるべきである。
シミュレーション結果	基準財政需要額の算入率を変更； 80% 75%）にした場合 12都府県で歳入が増加し、35道県で歳入が減少する。愛知県では、歳入が447億円増加する。	（電源開発促進税の一般財源化を含まない結果） 試算A 8都府県で歳入増、39道県で歳入減。東京都の増収額は7438億円にのぼる。 試算B 4都府県で歳入増、43道府県で歳入減。東京都の増収額は8543億円にのぼる。 試算C 17都府県で歳入増、30道県で歳入減。東京都の増収額は2770億円。 試算D 20都府県で歳入増、27道県で歳入減。東京都の増収額は844億円。 *原発立地道県のシミュレーション結果は10県で歳入減、3道県で歳入増となるが、電源開発促進税の一般財源化により、歳入が改善される。

提案機関	島根県（平成14年2月）	大分県（平成13年8月）
特徴	「地方」の立場で書かれた提案	道州制を前提に、ドイツ型の共同税方式を提案
移譲額	（試案1）6兆円、（試案2）8兆円	21兆円
基本的な考え方	<p>税源の偏在と社会資本整備の地域格差があるなかで、単純に国税から地方税に税源を移譲することが最善策なのか、検討が必要。</p> <p>他の税源移譲案を試算したところ、都市部に歳入が集中し、過疎地では財政運営に重大な支障が出る。</p> <p>移譲税目には地域的偏在の少ないものを選ぶ。</p> <p>税源移譲後に、交付税の財政調整機能を充実させなければ、多くの自治体で財政運営が困難になる。</p>	<p>財政力格差是正のための共同税創設 地域ブロック間での水平的財政調整（道州制の採用）</p> <p>プライマリーバランスをとるために、国・地方ともその他の収入と合わせて、現在の純歳出の82.4%を確保できるように配分する。</p> <p>各ブロックに割り当てられた共同税の取扱いは、各ブロックごとの判断に委ねられる。</p>
国から地方へ	<p>試案1 法人課税を共同税として一本化し、国と地方で按分する。</p> <p>地方優先を原則とし、地方交付税特別会計に優先的に繰り入れ、地方に移譲する。</p> <p>試案2 東京都は特例扱いにし、東京都の地方税は、国税とする。東京都の予算配分は、国と都が協議して決める。国税：地方税 = 1：1となるように、税源移譲する。（*8兆円）その際、偏在性の少ない税目を選ぶ。</p>	<p>石油関係税、たばこ税、重量税、その他を国税とする。 *合計 12.7兆円</p> <p>県民税、事業税、自動車税、不動産取引税、地方消費税、その他を道州税とする。また、住民税、固定資産税、その他を市町村税とする。</p> <p>*道州、市町村計 35.9兆円</p> <p>所得税、法人税、消費税を共同税とし、国と地方で配分する。 *計 38.5兆円</p> <p>共同税のうち、所得税の45%、法人税の50%、消費税の75%を各州へ配分する。（国 17.5兆円、地方 21兆円）これにより、国税：地方税 = 約1：2となる。</p>
地方収入からの減額	<p>国庫支出金は、基本的には廃止し、地方税、地方交付税に振り替えるべきである。ただし、全国統一的な国家政策として実施する必要がある生活道路、下水道の整備等は、包括交付金、統合補助金等、国の関与が極力縮小される形での補助金が必要である。</p>	<p>国庫支出金と地方交付税を廃止し、新たな財政調整制度を創設する。</p> <p><各州間での財政調整制度></p> <p>共同税を各州に配分した後の1人当たりの歳入額を全州一人あたりの歳入額と比べ、全州平均を上回る州から下回る州に交付金を交付する。</p> <p>*調整交付金 全州平均の92%未満：交付率 100% 92～100%未満：交付率 30%</p> <p>*調整拠出金 全州平均の100～101%以下：拠出率 50% 101～110%以下：拠出率 69% 110%超の部分：拠出率 80%</p>
財政調整制度	<p>地方交付税は、自治体にとって貴重な一般財源であることから、より一層の充実強化が必要である。ただ、現在の制度が国の景気対策や政策誘導に利用されていることと、算定方式が複雑すぎることから、算定・運用方式を見直す必要がある。（算定方法の簡素化、事業費補正・密度補正、段階補正、留保財源率の見直し）</p>	
シミュレーション結果	<p>（デメリット）</p> <p>試案1 地方に必要な財源の安定確保と財政調整制度が強化されるが、地方の企業誘致意欲等を削減する可能性がある。</p> <p>試案2 東京都の課税自主権がある程度制約される。</p>	<p>プライマリーバランスを前提に、各ブロックの歳入を歳出の82.4%になるように共同税を配分する。そのため、約20%の歳出削減と引き換えに、財政面において国から自立できる。</p>

提案機関	大阪市(平成14年9月)	市町村主権フォーラム(平成12年12月)
特徴	法人市町村民税率の引き上げ	共同税方式の採用
移譲額	(試案1)6.7兆円(試案2)8.4兆円	22.5兆円
基本的な考え方	国と地方の税源配分を当面1:1とする。国と地方を通じた現在の租税負担率を変更しない。 歳入中立の原則の下、税源移譲の原資を地方交付税および国庫支出金の削減によって賄う	
国から地方へ	試案1 所得税の税率2.5%相当部分を個人住民税に移譲。*約3兆円 消費税の1.5%相当部分を地方消費税に移譲。 *約3.7兆円 試案2 試案1に加えて、法人税から法人市町村民税へ、その配分割合を現行の8.2%から2倍の16.4%に引き上げるように移譲する。*約1.7兆円	所得税の基幹部分3%分を市町村に移譲 *2.1兆円 法人税収の4分の1を市町村と都道府県にそれぞれ移譲 *6.4兆円 消費税を全額都道府県に移譲 *14兆円
地方収入からの減額	試案1 基準財政収入額の増加により、地普通交付税が約4兆円減少 歳入中立の原則のもと、移譲額から普通交付税の減少額をひいた約2.7兆円を、国庫支出金から減額する。 試案2 基準財政収入額の増額により、普通交付税が約4.6兆円減少 地方税の増額から地方交付税の減少額を差し引いた約3.8兆円を、国庫支出金から減額する。	交付税、補助金、譲与税等すべての国からの財源補給を廃止する。*総額39兆円 <財政調整制度> 税源移譲だけでは、ほとんどの自治体で歳出不足となることから、財源不足額を補うために、新たな財政調整ファンドを創設する。 財政調整ファンド 税源移譲後の所得税と法人税(計24.3兆円)を国と地方の共同税とし、財政調整の原資とする。自治体全体の財源不足額と超過額の差が共同税に占める割合を算出し、この比率を共同税のうち地方への配分比率として固定する。共同税にこの比率をかけたものが、地方の財政調整ファンドの総額となる。各市町村、都道府県の税源移譲後の財源不足額、超過額を計算し、その金額の地方の財政調整ファンドに占める比率を算出する。この比率を、各自治体への配分比率として一定期間(5年間)固定し、毎年のファンド額にかけて自動的に配分を決定する。
財政調整制度		
効果	試案1 都道府県の税源移譲による増収額の約4割が、上位5団体(東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県)に集中する。しかし歳入総額が増加するのは東京都のみで、不交付団体も東京都のみである。大阪府は59億円の減となる。 試案2 都道府県では、特別区の法人住民税の一定割合が収入となる東京都以外では、試案1のままである。大阪府は、歳入総額が461億円増となる。	<財政調整前> 市町村 21%の市、3%の町村では財源不足額が10%以内に収まり、10%の歳出減少と引き換えに、国から財政的に自立できる。しかし、残りの90%以上の自治体では財源不足となる。 都道府県 東京、愛知、大阪、神奈川で財源超過となるが、その他の都道府県では3~4割の財源不足となる。 <財政調整後> 各都道府県、市町村は、財政規模を維持したままで財政面で自立できる。また、財政調整の際の各自治体への配分比率が、一定期間固定されるため、歳出削減のインセンティブを下げない。

提案機関	経済同友会（平成14年10月）	PHP総合研究所（平成14年5月）
特徴	「三位一体」に地方の歳出削減を加えた「四位一体」改革（道州制への移行を含む）	州府制の採用により、国と地方の役割再編
移譲額	13兆円 （現行の地方交付税の法定税率額に相当）	19兆円
基本的な考え方	補助金・地方交付税・税源移譲の「三位一体」での改革では不十分である。地方の歳出削減を含めた「四位一体」での改革が必要である。 地方へも歳出削減のために、厳しい努力を求め、地域の自立を目指す。	「税源移譲・交付税・補助金」三位一体「総務・財務・事業官庁」痛み分け戦略改革の痛みは、地方活力財源で吸収地方の自立促進、財政健全化を達成03-10までの8年間で2段階で改革債務共同管理で、累積債務問題をクリアー
国から地方へ	所得税から個人住民税へ移譲（個人住民税の税率を10%の比例税率とする） *約3兆円 消費税4%相当部分を地方消費税に。 （国：地方＝4：10：5） *約10兆円 *国税：地方税＝43：57	法人住民税、固定資産税、現行の事業所税を新事業税としてまとめて都道府県税とする。 揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽油取引税は自動車関係諸税として都道府県税とする。 市町村の個人住民税は、国の個人所得税から5兆円の税源移譲を行う。 消費税の税収は都道府県と市町村で折半する。
地方収入からの減額	国庫補助金3兆円を廃止する。国庫負担金については、客観的な基準で算定した標準的な費用を一般財源として交付する「統合負担金制度」を創設する。 地方交付税21兆円を廃止する。13兆円分は、税源移譲で置き換え、残り8兆円は地方の歳出削減により補う。	国庫支出金を6.4兆円削減（2005年度）その後、国と地方の役割再編を前提に全廃 現行の地方交付税制度を廃止し、水平的財政調整制度を実施する。 国と地方の役割再編により、国と地方で36兆円の歳出を削減を行なう。 （国16.3兆円、地方19.6兆円）
財政調整制度	現在の地方交付税制度を廃止し、新たな財政調整制度（水平的財政調整制度）を行う。 税源移譲13兆円のうち、10兆円は各団体に配分し、残りの3兆円を財政調整に充てる。 新しい財政調整制度では、税源移譲後の一人あたり基準財政収入額の全国平均（一人あたり税収の全国平均の約8割に相当）を保障するという財政調整を、都道府県間で水平的に行う。	現行の地方交付税制度を廃止し、その後は、時限的な水平的財政調整制度を実施する。2007年度までは、客観的指標（人口、面積）にもとづく新たな財政調整制度を行う。 2008年度以降5年間は、州間協議によって、各地方政府の財政収支に基づいて財政調整を行う。
シミュレーション結果	改革後には、都道府県の歳入額は、99年度比で最大26%の減少となる。しかし、その一方で、1人あたりの税収の格差が沖縄県0.91～東京都1.12に大幅に縮小する。（移譲前0.58～1.57） 1人あたり歳入（＝歳出）額が埼玉県0.78～島根県1.52となる。（移譲前0.65～1.84）	・税源移譲により、都道府県税は約11兆円の増加、市町村税は約8兆円の増加 ・「地方の合併」と「国と地方の役割再編」による歳出削減効果 *地方の合併効果14.6兆円減 *役割再編効果 国：16.3兆円、地方：19.6兆円

提 案 機 関	三菱総合研究所「歳出削減シナリオ」 (平成14年10月)
特 徴	地方の歳出を2割削減
移譲額	7兆円
基本的な 考え方	自治体の自己責任原則を再確認し財政運営 の自立化を促す 国の債務の大きさを考慮すると、地方への税 源移譲には限界がある 議論の紛糾への懸念から敬遠されている地 方交付税に関しても、改革素案を出すべき *現在の税源移譲議論は、国の財政状況への考 慮が不足している。国の税収基盤が損なわれた 場合には、国債管理に打撃を与える恐れがあ る。
国 から 地 方 へ	所得税から個人住民税に移譲 *4.5兆円 消費税1%相当部分2.5兆円を移譲
地方収入 からの 減額	税源移譲分の7兆円を、国庫支出金から削減 する。(文教費3兆円、公共事業費4兆円) 地方交付税を廃止するが、国の財源として債 務の返済にまわし、地方へは移譲しない。よっ て、現在の交付税額21兆円の削減 これにより、歳入不足が予想される自治体で は、歳出の2割カットにより財政赤字を縮小さ せる。
財政調整 制度	地方交付税は廃止し、国の財源として債務の返 済にまわす。
シミュレ ーション 結果	国家財政への影響 財政赤字の対GDP比が 2005年度 2.2%から2010年度 1.9%へと 改善する。国債残高の対GDP比は、2005年 度+82.4%から2010年度+76.0%へと減少す る。 地方財政への影響 財政赤字が2倍以上に膨 らみ、地方債による資金調達に30兆円を超え てしまう。しかし、歳出を2割削減することの 効果が徐々に発現して、2010年には16兆円の コストカットを実現することができる。

シミュレーションの出典

1. 地方分権委員会最報告（平成 13 年 6 月 14 日）：地方分権推進委員会事務局
ホームページ < <http://www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/saisyu/index.html> >
2. 総務省「片山試案」：経済財政諮問会議ホームページ 第 13 回経済財政諮問会議提出資料「地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）」（平成 14 年 5 月 21 日）
< <http://www5.cao.go.jp/shimon/index.html> >
3. 内閣府：内閣府編『平成 13 年版 経済財政白書 - 改革なくして成長なし - 』
4. 経済財政諮問会議「経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」“骨太の方針 第 2 弾”（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）：経済財政諮問会議ホームページ < <http://www5.cao.go.jp/shimon/index.html> >
5. 東京都：東京都税制調査会答申 税源移譲シミュレーション（2000 年 11 月 30 日）
< <http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/index.html> >
6. 神奈川県：神奈川県総務部「税源移譲に伴う課題」『日本地方財政学会 第 10 回大会報告要旨』（2002 年 6 月）
7. 愛知県：「税源移譲に関する検討」の報告書の要旨（平成 14 年 4 月）
< <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/topics/zeisei04.html> >
8. 福井県：地方分権時代における地方税財源のあり方に関する検討会「地方分権新時代における地方税財源のあり方に関する福井県の提言」（平成 14 年 10 月）
< <http://info.pref.fukui.jp/zeimu/zeizaigen.html> >
9. 島根県：島根県新行政システム推進本部地方分権推進プロジェクトチーム『地方分権時代における地方税財源のあり方～島根からの発信～』（平成 14 年 2 月）
10. 大分県：大分県「国と地方の税源配分における一考察」（平成 13 年 8 月）
11. 大阪市：大阪市税財政研究会事務局（大阪市財政局主税部）「論壇 - 大阪市税財政研究会報告の概要 - 税源移譲シミュレーションとその分析」『税務経理』2002.9.27.
12. 市町村主権フォーラム：「税源移譲と新たな財政調整（試案）」（2000 年 12 月 11 日）
< <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/shiann/tsuite.htm> >
13. 経済同友会：全国経済同友会 地方行財政改革推進会議『自ら考え、行動する地域づくりを目指して - 地域主権確立への行財政改革の提言 - 』（2002 年 10 月）
14. PHP 総合研究所：PHP 総合研究所『政策提言「地域主権」の確立に向けた 7 つの挑戦 - 日本再編計画 2010 - 』（2002 年 5 月）
15. 三菱総合研究所：「地方財政改革の中期戦略（歳出削減シナリオ）」『MRI Monthly Review In Economics & Finance』（2002 年 9 月）
< <http://www.mri.co.jp/REPORT/ECONOMY/2002/mr020900.pdf> >